

公立病院改革プランの概要

団 体 名		熊本県 山都町					
プ ラ ン の 名 称		山都町立国民健康保険蘇陽病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 31日					
対 象 期 間		平成 20年度 ~ 平成 24年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	山都町立国民健康保険蘇陽病院					
	所 在 地	熊本県上益城郡山都町滝上526番地					
	病 床 数	一般病床 57床					
	診 療 科 目	全11科[内 科・小児科・外 科・整形外科・呼吸器科・眼 科・消化器科・リハビリテーション科・循環器科 皮膚泌尿器科・小児外科]					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>リハビリ等特殊な医療を行うこと。 救急告示病院として責務を果たすこと。 医療・保健・介護福祉との連携を図ること。 へき地医療の確保 二次医療の提供 身近なところで安心して受診できる体制を整えること。 安定した経営を目指すこと。 節目健診・特定健診等を通じて生活習慣病予防に努める。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>病院の建設改良に要する経費の1/2(起償分は除く) 病院事業債元利償還金の2/3(14年度以前分)ないし1/2(15年度以降分相当額) へき地医療の確保に要する経費 高度医療の経費(収入からリース料等の経費を差し引いた額) 救急に要する経費(救急に係る収入から経費を差し引いた額) リハビリに要する経費(収入から経費を差し引いた額) 保健事業及び節目健診・予防接種・保育所、学校健診・健康教室講師料などの委託経費 全額 在宅介護支援センターに係る経費の1/2 医師、看護師等の研究研修費の1/2 共済追加費用の負担に要する経費 公立病院附属診療所の運営に係る経費(収入から経費を差し引いた差額)</p>					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	97.2%	94.7%	100.1%	102.0%	104.0%	
	医業収支比率	85.9%	83.5%	86.9%	90.3%	91.8%	
	職員給与費比率	77.5%	80.1%	75.6%	71.6%	72.3%	
	病床利用率	84.9%	86.0%	87.7%	89.5%	89.5%	
	職員数	71人	70人	69人	68人	67人	
上記目標数値設定の考え方		経常黒字化の目標年度:平成22年度					

				団体名 (病院名)	山都町 (山都町立国民健康保険蘇陽病院)		
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
平均在院日数(日)		19	19	19	18	18	
一日当たり 平均入院患者数(人)		48.4	49.0	50.0	51.0	51.0	
一日当たり 平均外来患者数(人)		161.9	150.0	166.0	170.0	170.0	
数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	アウトソーシングの推進 平成19年6月 リハ送迎委託 平成20年5月 医事業務全面委託 平成21年度予定 SPDの導入					
	事業規模・形態の見直し	介護支援事業の業務見直し(平成18年度 5,359千円、平成19年度 7,410千円) 平成20年度末 居宅介護支援事業所の廃止・在介支援センターの縮小					
	経費削減・抑制対策	MRIリース終了(平成21年7月)以降リース料1/10(年間 11,617千円の減) 後発医薬品の使用拡大 薬品費の削減策 ・在庫管理徹底による在庫量の適正化とSPDシステムの導入(平成21年度) 給与比率の適正化対策(適正な人員管理) 正職員数3名削減(平成20年度末)					
	収入増加・確保対策	診療報酬請求漏れ・間違いの防止 ・システムの導入(平成21年度) PACS導入によるコンピュータ画像処理加算の見直し(平成21年度) 栄養管理実施加算の取得(平成20年10月) 未収金徴収対策の徹底					
	その他						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	92.8%	18年度	89.5%	19年度	84.9%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等						

団体名
(病院名)

山都町
(山都町立国民健康保険蘇陽病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・上益城医療圏内唯一の公立病院 ・救急告示病院 ・へき地医療拠点病院 		
	都道府県医療計画等における今後の方向性			
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること	<時期> 平成21年3月	<内容> 当院は上益城医療圏の中で唯一の公立の医療機関のため本検討体制について未検討。圏域を越えての再編・ネットワーク化であれば可能かと思われるが行政及び本院担当者にて現状困難と判断し現状維持とする。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所)に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	<input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行		
	点検・評価の時期(毎年頃等)	<時期> 平成21年3月	<内容> へき地において町立病院で運営される優位性(医師・看護師等の確保)を考慮し、行政及び本院担当者にて現状困難と判断し現状維持とする。	
その他特記事項		点検・評価については、現在設置済みの蘇陽病院運営委員会(8名)において実施する。公表については年1回実施し、ホームページを通じて行う。		
		年1回年度末にホームページを通じて公表する。		

(別紙)

団体名 (病院名)	山都町 (山都町立国民健康保険蘇陽病院)
--------------	-------------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
入	1. 医業収益 a	725	676	667	708	747	747	
	(1) 料金収入	682	639	613	657	697	697	
	(2) その他	43	37	54	51	50	50	
	うち他会計負担金	27	26	38	38	38	38	
	2. 医業外収益	134	133	134	140	133	133	
	(1) 他会計負担金・補助金	87	96	86	108	107	107	
	(2) 国(県)補助金	19	11	19	16	10	10	
	(3) その他	28	26	29	16	16	16	
	経常収益(A)	859	809	801	848	880	880	
	出	1. 医業費用 b	839	787	799	815	827	814
		(1) 職員給与と費用 c	553	524	534	535	535	540
		(2) 材料費	150	130	133	136	138	133
		(3) 経費	102	103	102	114	110	98
		(4) 減価償却費	32	28	27	26	41	40
(5) その他		2	2	3	4	3	3	
2. 医業外費用		47	45	47	32	36	32	
(1) 支払利息		3	3	3	2	2	2	
(2) その他		44	42	44	30	34	30	
経常費用(B)		886	832	846	847	863	846	
経常損益(A)-(B)(C)		-27	-23	-45	1	17	34	
特別損益		1. 特別利益(D)	0	0	0	0	0	0
		2. 特別損失(E)	2	4	2	1	1	1
		特別損益(D)-(E)(F)	-2	-4	-2	-1	-1	-1
純損益(C)+(F)	-29	-27	-47	0	16	33		
累積欠損金(G)	-125	-152	-199	-199	-183	-150		
不良債務	流動資産(ア)	556	541	513	513	522	542	
	流動負債(イ)	57	46	27	27	34	47	
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	
	当年度同意等償で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	
	不良債務差引{(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}(オ)	-499	-495	-486	-486	-489	-495	
単年度資金不足額(カ)	-3	4	9	0	-3	-7		
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	97	97	95	100	102	104		
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-69	-73	-73	-69	-65	-66		
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	86	86	83	87	90	92		
職員給与と費用対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	-4	-3	-7	0	2	5		
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)								
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率								
病床利用率	89.5	84.9	86.0	87.7	89.5	89.5		

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	山都町 (山都町立国民健康保険蘇陽病院)
--------------	-------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債						1,356
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	16	8	7	8	8	35
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金	21	3	23	5	10	30
	7. その他						
	収入計(a)	37	11	30	13	18	1,421
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
純計(a) - {(b) + (c)}(A)	37	11	30	13	18	1,421	
支 出	1. 建設改良費						1,250
	2. 企業債償還金	9	5	4	5	5	5
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他	29	11	32	15	15	176
	支出計(B)	38	16	36	20	20	1,431
差引不足額(B) - (A)(C)	1	5	6	7	2	10	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	1	5	6	7	2	10
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計(D)	1	5	6	7	2	10	
補てん財源不足額(C) - (D)(E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)							
実質財源不足額(E) - (F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	() 113,615	() 121,626	() 123,612	() 145,531	() 145,000	() 145,000
資本的収支	() 15,585	() 8,374	() 7,069	() 8,146	() 8,000	() 35,000
合計	() 129,200	() 130,000	() 130,681	() 153,677	() 153,000	() 180,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。